

自治基本条例をつくる会 会議概要

第 6 6 回会議	
開催日時	平成 2 1 年 1 0 月 1 4 日（水） 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 3 0
開催場所	山陽小野田市役所 第 2 委員会室
出席会員	1 2 名 岩崎秀司、岩本信子、岡村啓二、河野朋子、木林紀生男、草田和枝、酒井敏正、杉本保喜、徳重洋子、林 芳久、平原廉清、弓取康英、
事務局	副市長、企画課（主幹）
協議概要	1 第 6 5 回の会議概要について → 承認。 2 協議事項 * 自治基本条例原案について協議 第 2 7 条（審議会等委員の公募） ・公募委員の前に「一定数の」と加筆したほうが良いのではないか？ ・「一定数」の定義が難しい。審議会条例・規定の中で公募委員の数が決められており、審議会ごとに委員の人数が違うし、審議する内容の専門性も違うので、この条例の中では決められない。 →加筆しない 第 3 1 条（危機管理） ・この条例での危機管理は市が行うものの規定をするのではないか？地域コミュニティの役割が必要か？ ・地域コミュニティ自身が危機管理する必要があると考えるため、あえて規定したのではないか？ →了解 ・「協力」を「連携」に修正 第 3 2 条（国、県及び近隣市との連携・協力体制） ・「政策提言の要望や提案」を「政策提言や要望」に修正 ・意見欄へ「定住自立圏構想のメリットを取り入れて欲しい」を加筆 第 3 3 条（この条例の位置づけ）・・・修正なし

第34条

- ・第34条・第35条をあわせる。
- ・審議会は、「諮問」→「審議会」→「答申」であるため監視機能を持たせられるのか？
- ・市行政全部にわたる事業をこの審議会で監視することは出来ない。
- ・条例の見直しについては、議会の2／3以上の賛成を必要とすることにしたほうがよいのではないか？（地方自治法での規定があるためこの条例で定めることは出来ない）

3 その他

* 今後の予定について

- ・ 今後は、素案の見直し作業、説明会の日程、役割分担、説明会のための勉強会、市長への中間報告、議会への報告等を10月の会議で協議を進めることとする。

【次回の開催について】

第67回会議：平成21年10月21日（水）18：30～第2委員会室

第9章 危機管理

第31条 市は、市民の安心・安全な環境を維持するため、緊急時に備え、総合的かつ機能的な活動ができるよう危機管理体制を確立しなければなりません。

2. 市は、前項の目的を達成するため、危機管理意識の醸成と常に広域的視点から国、県及び近隣市との連携を図らなければなりません。

3. 地域コミュニティは、関係機関や市と連携し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めなければなりません。

【条文の解説】

- ・ 安心・安全のまちづくりのために、市民、地域コミュニティ及び市がそれぞれ役割をもって対応することを規定している。

市は、市民の生命・財産を護るために、近隣との連携も含め多くの施策を確実に実施しなければならないが、市民一人ひとりも不測の事態に備え、対策をとる必要がある。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 当市は、干拓により開かれた地域が多く、風水害による被害が発生し易いと言えるので、条文化しておく必要がある。
- ・ 危機管理を定めた条例がない。
- ・ 自主防災組織の組織率を高める必要がある。

第10章 国、県及び近隣市との連携・協力体制

第32条 市は、市民や事業者等が共有している問題を解決するために国、県及び近隣市と密接な連携と協力の下に情報交換等を行いながら共通の課題解決の解消に努めるものとします。

2. 市は、市民にとって必要な政策課題の実現のために、国、県に具体的な政策提言や要望を行うものとします。

【条文の解説】

- ・ 市の独自性を発揮しながら国、県及び近隣市との連携・協力体制を取り、共通の課題解決に向けて力を結集することを規定している。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 財政、防災どれをとっても近隣市をはじめ、県、国との協力が不可欠である。
- ・ 独自のまちづくりを実践しながらも近隣との協働も考えていく必要である。
- ・ 定住自立圏構想のメリットを活かす。

第11章 最高規範性

（この条例の位置づけ）

第33条 この条例は、市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定・改廃にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければなりません。

【条文の解釈】

- ・ 自治基本条例は市が制定している条例や規則等の最高規範であり、それに従って市の条例や規則等に整合性を持たせるよう規定している。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 市長の交代や議会の方針が変わっても、「市民が主役のまちづくり」の理念が変わらないように、本条例を最高規範とする必要がある。

第12章 この条例の検討・見直し

第34条 市長は、社会・経済状況の変化等に応じて、この条例が、行政の運営及びまちづくりを推進する上で相応しいものであるかどうかを一定期間毎に検討しなければなりません。

2. 前項の見直し・検討を行うために、附属機関として自治基本条例審議会を設置し、適宜提言を受けるものとします。

【条文の解説】

- ・社会・経済状況の変化に応じて、条例の見直しを規定したものである。この自治基本条例に基づいて市民本位の市政やまちづくりが適切に行われているかどうかを判断するために、自治基本条例審議会の設置を義務づけている。

【つくる会で出された意見等】

- ・本条例の実施が、適切に行われているか、社会情勢に合ったものとして維持されているか等の検証の場が必要である。